

「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の令和2年度税制改正のあらまし

1 「承認特例」の対象の拡充

「承認特例」の対象となる寄附の範囲に、認定特定非営利活動法人等に対する寄附で一定のもの（下表⑤）が追加されました（措令25の17⑦二ホ）。

【承認特例の対象となる寄附の範囲】

下表の対象法人に対する寄附で、対象法人の区分に応じた下表の寄附財産の管理等についての要件を満たすもの

	対象法人	寄附財産の管理等についての要件
①	国立大学法人等 ^{※1}	寄附財産が左記の法人の行う事業に充てるための基金（一定の要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けたものに限ります。）に組み入れる方法【A】により管理されること
②	公益社団法人 公益財団法人	寄附財産が左記の法人の不可欠特定財産であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について必要な事項が定款で定められること
		寄附財産が左記の法人の行う事業に充てるための基金（一定の要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けたものに限ります。）に組み入れる方法【B】により管理されること
③	学校法人 ^{※2}	寄附財産が学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法【C】により管理されること
④	社会福祉法人	寄附財産が社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法【D】により管理されること
⑤	認定特定非営利活動法人等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定特定非営利活動法人 ・ 特例認定特定非営利活動法人 	寄附財産が左記の法人の行う事業に充てるための基金（一定の要件を満たすことにつき所轄庁 ^{※3} の証明を受けたものに限ります。）に組み入れる方法【E】により管理されること

※1 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいいます。

※2 学校法人のうち学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。

※3 認定特定非営利活動法人等の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在するものにあつては、その指定都市の長）とされています。

※4 次ページにおいて、上表の【A】～【E】の管理方法を「特定管理方法」といいます。

「承認特例」とは

個人が、土地、建物、株式などの財産を上表の対象法人に寄附した場合に、寄附をした人がその法人の役員等に該当しないことなどの承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたとき（申請書を提出した日から1か月又は3か月以内^{*}にその申請についてその承認がなかったとき、又は承認しないことの決定がなかったときは、その申請についてその承認があったものとみなされます。）は、この寄附に対する所得税を非課税とする制度をいいます（措法40①後段、措令25の17⑦⑧）。

※ 国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げる法人に限ります。）以外の上表の対象法人に対する株式等の寄附である場合には、3か月以内となります。

《適用時期》

令和2年4月1日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用されます。

令和2年4月



税務署 この社会あなたの税がいきている

2 「特定買換資産の特例」の対象の拡充

「特定買換資産の特例」の対象となる特定管理方法に、認定特定非営利活動法人等による

1の【E】の管理方法が追加されました（措令25の17③六、⑳）。

「特定買換資産の特例」とは

財産の寄附について国税庁長官の承認を受けた後、その財産を買い換える場合には、原則として、その承認は取り消されることとなりますが、1の表の対象法人において、その財産を特定管理方法により管理している場合に、その財産の譲渡収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を特定管理方法により管理する等の一定の要件を満たすときは、その承認を継続することができる特例をいいます（措法40⑤二）。

※ 「承認特例」の適用を受けたものは、この特例の対象外です。

《適用時期》

令和2年4月1日以後にされる財産の譲渡について適用されます。

3 博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財の寄附についての自動承認の創設

博物館等を運営する独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人並びに博物館等の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人をいいます。以下同じです。）に対する寄附について、次の事項を証する文部科学大臣の書類を添付した申請書の提出があった場合において、その申請書の提出があった日から1か月以内に、その申請の承認がなかったとき、又はその承認をしないことの決定がなかったときは、その申請の承認*があったものとみなすこととされました（措令25の17⑧一）。

①	その寄附が、博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財（建造物等を除きます。）の寄附であること
②	その寄附財産が、その寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、博物館等を運営する独立行政法人等の公益目的事業（その法人が、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年4月1日現在未成立）の認定に基づく一定の事業として行うものに限り、）の用に直接供され、又は供される見込みであること

※ 博物館等を運営する独立行政法人等に対する寄附について国税庁長官の承認を受ける場合の承認要件は、「寄附財産が、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に、寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること」のみとされています（措令25の17⑤）。

《適用時期》

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年4月1日現在未成立）の施行の日（公布後1月以内に施行）以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用されます。

○ このリーフレットは、令和2年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

○ お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

※ **税務署**での**面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は、「**事前予約制**」とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。